

- ・交渉を打ち切る終結権はない
- 「TPP交渉の中で日本に有利なルールを作る」という政府の主張が破綻
- 衆院予算委員会で追及されるも安倍首相・諸閣僚は明確に答えられず

(4) 安倍首相のTPP交渉参加表明 (2013.3.15)

- 先の「日米共同声明」を都合よく解釈し、衆院予算委員会で不明瞭にしか答弁できなかった事態を無視し、さらに衆院選での自民党の公約も曖昧にしたままの参加表明
- 日本がTPPに参加する場合の国内への経済効果の政府試算 (10年程度後)
 - ・GDP 0.66%増加 (3.2兆円) → 恩恵を受けるのは大企業のみ
 - * 下記の日米事前協議合意の内容を見ると試算し直す必要がある
 - ・農林水産物生産額 (試算対象は、関税10%以上、国内生産額10億円以上の品目)
 - 7.1兆円から4.1兆円まで約3兆円の減少 → 農林漁業者と地域経済を直撃
- 参加理由を「安全保障」に求めざるを得ない＝「メリット」説明の完全な破綻
- 自民党「TPP参加の即時撤回を求める会」のトーンダウン
 - 「TPP交渉における国益を守り抜く会」への転換
 - 本当に「国益」を守るつもりがあるのか

(5) 日米事前協議の合意 (2013.4.12) — アメリカの要求をほぼ丸のみ

- 自動車——アメリカの自動車関税撤廃は最大限後ろ倒し (10年以上の可能性)
 - 国土交通省—「輸入自動車特別取扱制度」の年間販売台数上限の拡大を発表
- 保険——日本はかんぽ生命によるがん保険などの新商品の認可を数年間凍結
- TPP交渉と並行して日米間で協議する事項
 - ・自動車——流通、軽自動車の優遇税制、規制の透明性などなど
 - * 合意内容はTPP協定の一部に盛り込む
 - ・非関税措置—— 保険 (簡保保険と民間保険会社との競争条件)、知的財産権 (著作権の保護期間等)、政府調達 (公共事業への外国企業の参入)、衛生植物検疫措置 (食品添加物の認定基準)、その他 (投資、規格と基準など)
 - * 合意内容は日米2国間の協定や国内法の改正で実現
- 自民党の公約はいったいどこに行った?
- 「日本には一定の農産品、アメリカには一定の工業製品というように、2国間貿易上のセンシビリティが存在」
 - 「聖域」確保の保証は何もなし
 - ニュージーランド・オーストラリア・カナダは「全品目交渉」を主張

(6) BSEに係る規制緩和——TPPの先取り

2012年10月22日	食品安全委員会が国産牛のBSE検査対象を21ヶ月齢から30ヶ月齢以上へ引き上げる答申を出す
2013年 2月 1日	アメリカ産牛肉の輸入対象を20ヶ月齢以下から30ヶ月齢以下へと緩和
2013年 4月 1日	国産牛のBSE検査対象を21ヶ月齢以上から30ヶ月齢以上へ緩和

2013年 4月 3日 食品安全委員会プリオン専門委員会が国産牛のBSE検査対象を30ヶ月齢以上から48ヶ月齢以上へ緩和することで合意（肉用牛の9割は検査が不要になる）

⇒ 一連の動向は、安倍政権がアメリカの要求に唯々諾々と従い、日本の「国民益」どころか、彼らの言う「国益」さえも投げ捨て、「日本を売り飛ばす」ものになっていることを示している

4 TPPに係る個別分野の論点

(1) 農林水産業への影響

○「聖域」は守れるのか？

日本の全関税品目数は9018, この1%は90 [米韓FTAでは0.1%, 例外は米のみ]
米58 (加工品以外は34), 麦類109 (加工品以外は75), 乳製品188, 牛肉51,
豚肉49, 砂糖81, 澱粉50, 水産品91

→ だれがどう見ても、「聖域」を守ることなどできない

○安価な輸入農林水産物のいっそうのなだれ込み

- ・政府試算では、全国の農業産出額は△2兆6600億円(2011年の農業産出額は8兆2463億円), 林水産業は△3000億円 (2011年の林水産業産出額は1兆8427億円)
- ・食料自給率 39%→27%
- ・農業の多面的機能は1兆6000億円程度喪失

○岩手県の試算

- ・農業産出額 △899億円 (△37%)
米△50%, 小麦△100%, 乳牛△100%, 豚肉△70%, 牛肉△46%, など
 - ・林業産出額 △10億円 (△6%), 水産業産出額△106億円 (△23%)
- 波及効果も入れた地域経済への影響 △1435億円

○所得補償で対応できるか

輸入農産物の大量流入によって市場価格が大きく下がれば、生産コストと市場価格の差額である政府補填単価が激増するため、国家財政上耐えられなくなる

○規模拡大で対応できるか

百歩譲って、20~30ha規模の経営が一般的になったとしても、自然的・歴史的条件が全く違うアメリカ、オーストラリア（数百~数千ha規模）とは勝負にならない

○品質向上で対応できるか

○「穀物→野菜」の玉突き現象の懸念

→ 「TPPと日本農業の両立」は不可能（水産業・林業も）

○地域経済への打撃——農業・農家だけの問題では済まない

北海道経済連合会のTPP参加反対表明

→ 中央財界との相違、地域における農業（第1次産業）の基盤的位置

(2) 食の安全性・自然環境への影響

○非関税障壁の撤廃に伴って生じる様々な問題

BSE, 残留農薬, 食品添加物, 遺伝子組み換え作物, . . .

○農林水産業のさらなる衰退は自然環境のいっそう悪化を招く

(3) 政府調達における問題

○何が狙われているか

- ・公共調達における国際入札適用基準のWTO基準以下への引き下げ
- ・公共工事市場における外国企業への地元企業との同等的参入条件の付与 など

○地元企業に配慮した公共工事の発注は大きく制限されるかできなくなる

- ・地域経済を考慮した地方自治体の施策が大きく制約される
- ・お金の地域内循環によって自立した地域経済を構築することが妨げられる

(4) 医療分野における問題

○何が狙われているか

- ・医療保険市場における営利活動の場の拡大

混合診療制度の拡大 → 公的医療保険の適用範囲の縮小 → 営利企業の儲けの場の拡大 → 最終的には「国民皆保険制度」の解体

- ・株式会社による病院経営

○国民の健康・生命を完全に儲けの対象としていいのか

(5) 金融分野への影響

○何が狙われているか

- ・日本郵政（ゆうちょ, かんぽ）, 協同組合等の貯金・共済の切り崩し
→ 「イコール・フッティング」による日本の金融市場への外国金融機関の参入
- ・郵政・協同組合金融の資金の獲得・運用も

○国民の金融資産を投機の対象として差し出していいのか

(6) 工業への影響

○発展途上国の安い工業製品・部品が日本国内にさらに流入 → 中小企業は大打撃を被る

○先端・高度技術工業製品の輸出は伸びるか

アメリカの平均工業関税（貿易加重平均）はすでに1.9%（日本は1.2%）

→ これがゼロになっても円高が少し進めばメリットはすぐに帳消し

→ 日本の大企業・多国籍企業にとって重要なのは、輸出相手国の関税が撤廃されることよりも、TPPで投資・労働の規制が大幅緩和・撤廃されることによって、最も儲けが大きくなる国際的な工場・設備配置の可能性が高まること

→ むしろ工場の海外移転が進む可能性さえ指摘できる

→ 海外移転しない場合でも「国際競争力強化」の名の下に雇用・労働条件がいっそう引き下げられる可能性が大 — この間の日本経済の動向が証明

(7) 雇用・労働条件に係る問題

- 多国籍企業・大資本の要求に沿った労働法制の改定の可能性 → 解雇の容易化
- 「労働市場開放 → 外国人労働者流入」が日本人労働者の雇用に与える影響
→ 賃金引下げ・労働強化など労働条件のいっそうの悪化

(8) 投資をめぐる問題

- 外国企業の農地・水源林買収等にストップをかけられなくなる可能性

(9) ISD条項・ラチェット条項

- ISD条項——「例外なき市場開放」に政府や自治体がストップをかけたことによって企業が損失を被った場合の「企業による対政府訴訟権」
- ラチェット条項——いったん規制緩和した制度は、再び規制強化することはできない

⇒ TPPではありとあらゆる分野で規制が緩和され、国民生活に関わる公的分野が縮小・民営化されて、外資・大企業の儲けの対象として差し出される

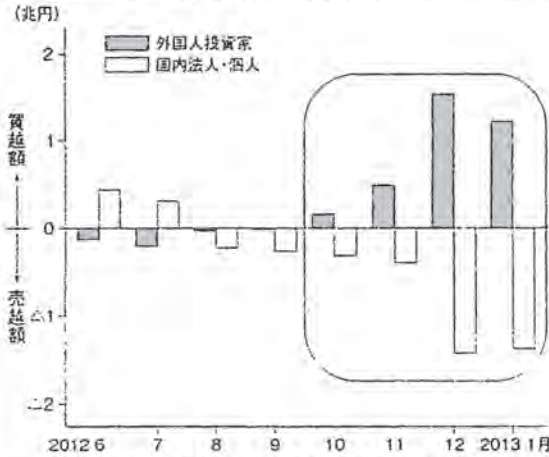
⇒ その影響は地方において顕著に現れる。被災地の復旧・復興の努力を台無しに。

5 TPP加盟阻止運動のさらなる発展を

- 大手マスコミの一部にも変化の兆し
→ ただし、TPPの本質が国民に伝わるまではほど遠い報道
* 一部週刊誌が取り上げるようになった（「週刊女性」4月23日号）
- TPPの影響は広範囲に及ぶがゆえに、反対運動も広範囲に組織化できる
 - ・地方議会での反対決議
 - ・農協・生協・商工業者の反対運動
 - ・日本医師会はずでにTPP反対表明
- TPPの本質をさらに国民に伝えていく
「一部の企業の儲けのために大多数の国民の利益を犠牲にしていいのか」
「被災地の傷口に塩をなすりこむような真似を絶対にさせてはならない」
- 情報公開を迫り、政府に明確な答弁をさせる取り組みを
- 地域資源・地場産業をベースにした施策こそ、地域住民・国民の利益に繋がる

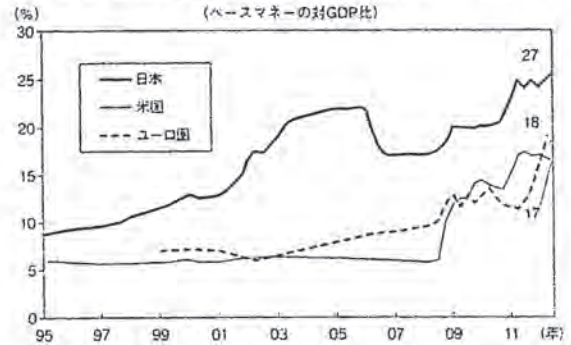
この間の日本経済をめぐる概況

図1 2012年10月以降、日本株を買っているのは外国人投資家
(3市場、主体別売買代金)



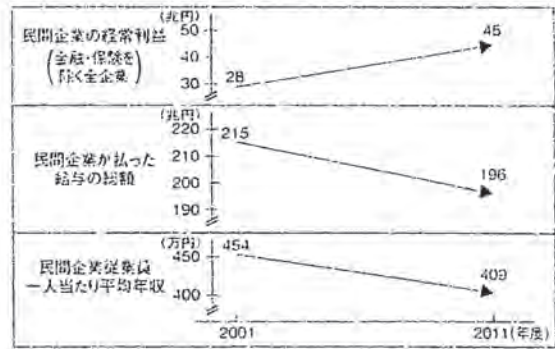
(資料) 東京証券取引所「投資主体別株式売買状況」
(注) 東京、大阪、名古屋市場。1、2部などを含む証券ベース

図2 日本の金融はすでに先進国一緩和されている
(ベースマネーの対GDP比)



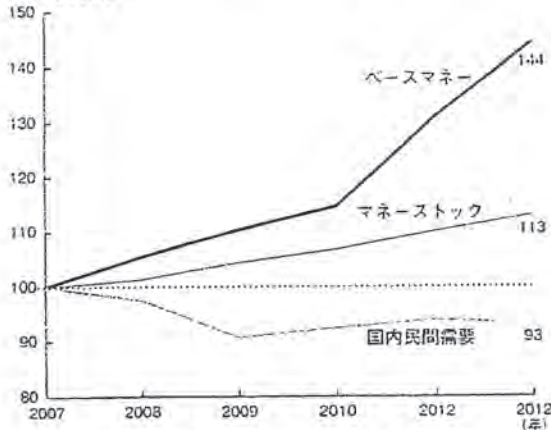
(注) 1 ベースマネーは、銀行券発行高、残高準備金および中央銀行当座預金の合計。
2 日本、ユーロ圏の2012年3Qの名目GDPは、2012年2Qの値。
(出所) 日本銀行「経済・物価情勢の展望」(2012年10月)

図4 企業収益と貸金は逆方向に
(まちがっているトリクルダウン説)



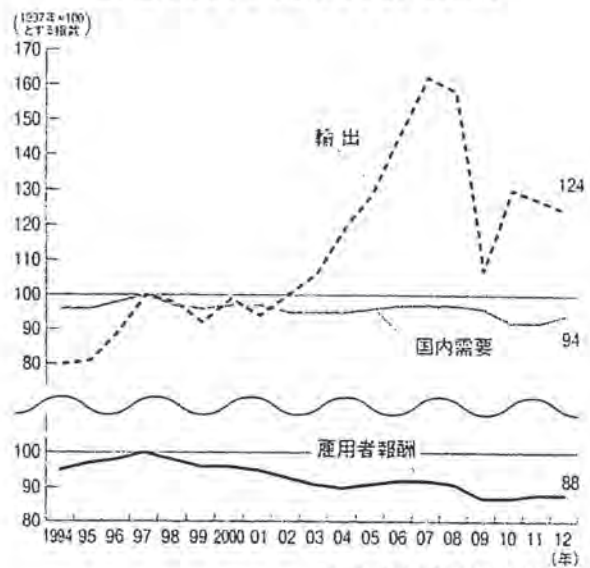
(資料) 内閣府「法人企業統計年報」
国民庁「民間給与年次統計調査」

図3 金融を緩和しても増えない民間資金、増えない国内民間需要
(2007年=100とする指数)



(注) 1. ベースマネーは、日本銀行が供給した通貨の総量(日銀券発行高、残高準備金、日銀当座預金残高)。各年末。
2. マネーストックはM2(民間保有の現金、預金の合計残高)。各年12月平均。
3. 国内民間需要は、各年10~12月期。
(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」、内閣府「国民経済計算」

図5 国内需要がさっぱり増えない日本経済



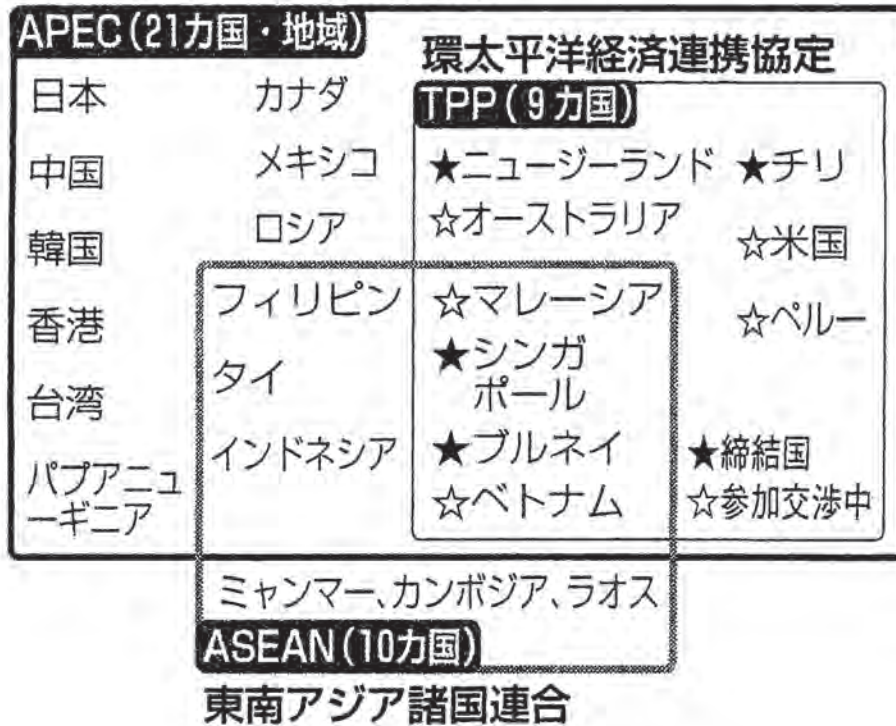
(資料) 内閣府「国民経済計算」

(出所) 山家悠紀夫『『アベノミクス』では暮らしはよくなる』

『世界』2013年4月号(岩波書店)

アジア太平洋地域の経済連携の動き

アジア太平洋経済協力会議



TPPの21交渉分野と概要

①物品市場アクセス

(作業部会としては、農業、繊維・衣料品、工業)

物品の貿易に関して、関税の撤廃や削減の方法等を定めるとともに、内国民待遇など物品の貿易を行う上での基本的なルールを定める。

②原産地規則

関税の減免の対象となる「締約国の原産品(=締約国で生産された産品)」として認められる基準や証明制度等について定める。

③貿易円滑化

貿易規則の透明性の向上や貿易手続きの簡素化等について定める。

④SPS(衛生植物検疫)

食品の安全を確保したり、動物や植物が病気にかからないようにするための措置の実施に関するルールについて定める。

⑤TBT(貿易の技術的障害)

安全や環境保全等の目的から製品の特質やその生産工程等について「規格」が定められることがあるところ、これが貿易の不必要な障害とならないように、ルールを定める。

⑥貿易救済(セーフガード等)

ある製品の輸入が急増し、国内産業に被害が生じたり、そのおそれがある場合、国内産業保護のために当該産品に対して、一時的にとることのできる緊急措置(セーフガード措置)について定める。

⑦政府調達

中央政府や地方政府等による物品・サービスの調達に関して、内国民待遇の原則や入札の手続等のルールについて定める。

⑧知的財産

知的財産の十分で効果的な保護、模倣品や海賊版に対する取締り等について定める。

⑨競争政策

貿易・投資の自由化で得られる利益が、カルテル等により害されるのを防ぐため、競争法・政策の強化・改善、政府間の協力等について定める。

⑩越境サービス

国境を越えるサービスの提供(サービス貿易)に対する無差別待遇や数量規制等の貿易制限的な措置に関するルールを定めるとともに、市場アクセスを改善する。

⑪商用関係者の移動

貿易・投資等のビジネスに従事する自然人の入国及び一時的な滞在の要件や手続等に関するルールを定める。

⑫金融サービス

金融分野の国境を越えるサービスの提供について、金融サービス分野に特有の定義やルールを定める。

⑬電気通信サービス

電気通信サービスの分野について、通信インフラを有する主要なサービス提供者の義務等に関するルールを定める。

⑭電子商取引

電子商取引のための環境・ルールを整備する上で必要となる原則等について定める。

⑮投資

内外投資家の無差別原則(内国民待遇、最恵国待遇)、投資に関する紛争解決手続等について定める。

⑯環境

貿易や投資の促進のために環境基準を緩和しないこと等を定める。

⑰労働

貿易や投資の促進のために労働基準を緩和すべきでないこと等について定める。

⑱制度的事項

協定の運用等について当事国間で協議等を行う「合同委員会」の設置やその権限等について定める。

⑲紛争解決

協定の解釈の不一致等による締約国間の紛争を解決する際の手続きについて定める。

⑳協力

協定の合意事項を履行するための国内体制が不十分な国に、技術支援や人材育成を行うこと等について定める。

㉑分野横断的事項

複数の分野にまたがる規制や規則が、通商上の障害にならないよう、規定を設ける。

(出典：外務省資料 平成23年10月17日現在)

目



編集・発行：全国農業会議所

東京都千代田区二番町9-8 中央労働基準協会ビル2F ©2011 全国農業会議所 ※無断転載・複写複製を禁じます

平成25年2月 農林水産省

我が国の既存EPAにおいて関税撤廃したことの無い品目

品目名 ^{※1}	タリフライン数
牛肉	51
小麦・大麦	109
コメ	58
こんにゃく	3
雑豆	16
砂糖	81
でん粉	50
乳製品	188
豚肉	49
水産品	91
合板	34
その他農水産品 ^{※2}	104
農林水産品計	834
全品目計 ^{※3}	9,018

※1:農産品については、五十音順。各品目には、加工品・調製品を含む。

※2:蕨・生糸、鶏肉、食肉調製品、パイナップル・トマト等調製品、植物性油脂等を含む。

※3:鉱工業品を含む9桁ベース(HS2007)のタリフライン数。

各品目に含まれる具体的なタリフライン(コメの場合の例示)

関税番号	品名
100610090	もみ
100620090	玄米
100630090	精米
100640090	碎米
110290390	米粉
110319590	ひき割りした米及び米のミール
190120128	ベーカリー製品用混合物及び練り生地(米、麦及びでん粉85%超) (米最大重量)
190120168	ベーカリー製品用混合物及び練り生地(米、麦及びでん粉85%超)(米 菓生地)
190190148	米麦加工品及びでん粉調製食料品(ベーカリー製品用以外のもの) (米、麦及びでん粉85%超)(米最大重量)
190190266	米麦加工品及びでん粉調製食料品(ベーカリー製品用以外のもの) (米、麦及びでん粉85%以下)(米最大重量)
190190588	もち、だんご等(米30%超)
190410212	穀物等を膨張させて又はいつて得た調製食料品(膨張させた又はいつ た米50%以上)
190490110	あらかじめ加熱による調理等をした穀物調製品(粒上)(米のもの)(米 30%以下)
190490130	米調製品(粒状のもの)(米30%超)
190590311	あられ、せんべい等米菓(加糖)

原料品の例

加工品・調製品の例

TPP日米事前協議で浮上 非関税措置も照準

食の安全脅かす恐れ

環太平洋連携協定（TPP）交渉参加をめぐる日米事前協議の合意で、米国の物品の市場アクセスに加えて、日本の「非関税障壁」撤廃にも照準を据えていることが明確になってきた。日米両政府がTPP交渉と並行して協議を進めることで合意した9分野の非関税措置は長年、米国が改善を要求していたものがほとんど。衛生・植物検疫措置（SPS）も対象で、日本の食の安全を脅かす恐れがある。

日米合意で並行協議の対象となった非関税措置は、保険、透明性、投資、知的財産権、規格・基準、政府調達、競争政策、急送便、SPSの9分野。TPP交渉の受結までに、協定や書簡の交換法改正などで具体的な成果を形に残すことで合意した。米国は合意文書と同時に、9分野の非関税措置の詳細を記した付属文書を独自に発表した。日本側はこうした文書を示しておらず、米側の非関税措置に対する関心の高さを示すものといえる。

付属文書の内容は、米通商代表部（USTR）が毎年発表する「外国貿易障壁報告書」や「SPS

USTRが付属文書で言及した「非関税措置」

保険	日本郵政(かんぽ生命)に関する(民間企業との)公平な競争条件に取り組む
透明性	パブリックコメントや、省庁の諮問機関などを通じ、利害関係者が意見を述べる機会を改善させる
投資	社外取締役の役割強化などで、合併や買収のための機会を促進する
知的財産権	著作権や技術的保護手段、民事・刑事上の執行手続きなどを含む、知的財産権の保護と執行手段を強化する 地理的表示の保護の制度に関して、既存商標権の保護や、一般名称の使用の確保、法の適正手続きの保証を含む一定の主要原則を支持する
規格・基準	国際基準を広く受け入れるなど、規格・基準について、柔軟性や透明性を高める
政府調達	入札プロセスを改善し、献金防止の手段を講じる
競争政策	(公正取引委員会)の調査、審決および抗告プロセスにおけるさまざまな手続きの公平性の課題に取り組む
急送便	日本郵政による国際急送便事業に関する(民間企業との)公平な競争条件に取り組む
衛生・植物検疫(SPS)	食品添加物に関するリスク評価の迅速・簡素化、殺菌・防かび剤や、ゼラチン、コラーゲンに関する課題に取り組む

S報告書」などを通じ、米国が日本に突き付けてきた要求と重なる部分が多く、これらの報告書の記述と見比べると、米国の思惑が透けて見える。付属文書のSPS分野の項目で、米国が名指ししたのが①防かび剤や、人間が消費するゼラチン・コラーゲンに関する課題に取り組むこと②食品添加物に関するリスク評価の迅速・簡素化。いずれも世界貿易機関(WTO)のSPS協定に基づく対応を求めている。



一方、米国は今年1月に公表した2013年版のSPS報告書でも、これらを指摘していた。防かび剤については、日本がポストハーベスト(収穫後に使用する防かび剤を「食品添加物」と「農薬」の両方でリスク評価をしていることに対し、手間が二重に掛かり、新製品の認可を妨げていると問題視する。同報告書は、米国の牛海綿状脳症(BSE)発生を受けて日本が続いている、米国産の牛などが反すう動物を原料とするゼラチンやコラーゲンの禁輸解除を要求。食品添加物については「米国や世界中で広く使われている添加物が、日本では認められていない」として規制緩和を訴える。米国からすると、これらはいずれも長年の懸案課題。TPP交渉をきっかけに、日本に要求を飲ませるもくろみがあるとみられる。

長年の懸案を項目として挙げて解決を図ることで、米議会に日本の交渉入りの承認を促したい事情もありそうだ。

「一方的な譲歩」懸念

しかし、こうした米側の指摘を受け入れれば、国際的な基準より厳しい、食の安全・安心を守ってきた日本独自の基準や規制が変更される恐れがある。その場合、自民党が衆院選で掲げた「食の安全安心の基準を守る」などのTPPに関する公約に反しかねない。日本のTPP参加を推進する経済界などは、TPP交渉では食の安全基準の緩和は議論されておらず、オーストラリアなどとも独自の厳しい安全基準を持つため、日本の基準だけを変えられることではない、と主張してきた。だが、この並行協議は、食の安全基準を含め、さまざまな非関税措置について2国間で交渉する「事実上の日米自由貿易協定(FTA)（自民党農林幹部）となる恐れがある。しかも米側からの一方的な要求に対して、日本が得られるのはTPP交渉への参加だけだ。他国との連携も望めない。合意事項を協定や法台ではなく、政府間で書簡の交換などで確認した場合は、国会議員が否決することもできない。米側の非関税措置に関する付属文書は、SPS以外の分野でも具体的な要求を明記する。これらについても貿易障壁報告書などと照らし合わせ、米側の狙いを詳細に探る必要がある。同文書は、両政府が合意した場合に追加できることと明記している。野党のある農林議員は「米国の求めに応じ、隙隙なく一方的な譲歩を迫られるのではないかと懸念を強めている」。